

住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市	八角町	〇番	〇号
	町名	街区符号	住居番号
会津若松市	飯盛三丁目	〇番	〇号
	町名	街区符号	住居番号

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
八角町	965-0009
飯盛三丁目	965-0007

※新しい郵便番号は、8月23日以降にご利用ください。

(3) 本籍の表示は新町名と地番で表示します。(実施区域内に本籍のある方)

会津若松市	八角町	〇〇〇番地〇
	新町名	地番
会津若松市	飯盛三丁目	〇〇〇番地〇
	新町名	地番

※枝番がつかない地番は「〇〇〇番地」となります。

※なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届け出(転籍届)によって新しい住居表示の街区符号「番」で表示することもできます。

(4) 不動産の表示は新町名と地番で表示します。

会津若松市	八角町	〇〇〇番〇
	新町名	地番
会津若松市	飯盛三丁目	〇〇〇番〇
	新町名	地番

※枝番がつかない地番は「〇〇〇番」となります。